

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和4年3月15日(火) 午前10時27分～午前11時24分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、  
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 7番 長谷川広昌、  
8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、 11番 北川 広人、  
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり、 14番 小嶋 克文、  
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈

オブザーバー

議長（9番）柳沢 英希、 副議長（3番）杉浦 康憲

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 議会改革特別委員会で行う案件について（追加分）
- 2 総括質疑の通告制について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

### 《議 題》

#### 1 議会改革特別委員会で行う案件について（追加分）

委員長 前回の議会改革特別委員会において、市政クラブさんから、貸与のタブレット以外に、私物のPC等の議場への持込みについて。そして、もう一つ、共産党さんから、予算決算の特別委員会を各常任委員会に分けるについて。それぞれ追加で提出されました。

この件については、各会派で持ち帰っていただき、再度、協議することが決定しております。追加案件について、まず、補足説明があれば、お願いをいたします。市政クラブさん。

意（10） パソコンのですね、追加ですか、持込みについては、2番の神谷直子委員のほうから、発言させていただきます。

意（2） 市政クラブのほうで、もう1回持ち帰って、いろいろ協議させていただいたんですけど、このタブレット自体が、まだ、使い方が、すごいパーフ

ェクト 120%使いこなしているという状態ではないので、このタブレットの使い方を含めた研究を進めていくようなことを、議題にさせていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

もちろん、その、何台持ち込めるかも含めて考えていきたいと思っております。出来たら、そのプロジェクトチームをつかって、そのタブレットの研究発表会みたいなのを、少人数ごとでやっていったりして、議員の皆さんのタブレットの使い方の向上などを、図れたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 今、補足説明といえますか、今後のことについてのお話がありましたけれども、基本的にテーマとして取り上げるかどうかという部分があつてからの話、今、言われた話になると思いますので。現段階では、私物のPC等の議場への持ち込みについてテーマにするかどうかということを含めて、質疑や御意見がございましたら、ほかの委員の方々に発言をしていただきますけども。

意(6) 今、神谷委員のほうから、そういった提案というのか、私も、ウイルスや、そういった関係と、それと、全員で同じようなタブレットっちゅうか、タブレットやなんかを持っておれば、傍聴者とか、いろいろ、よろしいんですけども。個々の、やっぱり、私物を持ち出すっていうのは、ウイルスや、ほいから、中の、何ていうんですか、そういったいろんなものが、障害が出てくると思うもんで、もし、あれだったら、同じような、例えば、皆さん方、一遍、一年、とにかく、今のタブレットをきちんと使いこなし、なおかつ、不足があれば、もう1台同じような、全員統一で、また、タブレットを買うとか。貸与するとか。そういった形で進めれば、私はいいと思います。

まず、慣れるっていう事のほうが先だと、私は思います。

委員長 ほかに。

意(14) 今、神谷委員とか、今、柴田委員からもお話がありましたけども、今、やっぱり、しっかりタブレットをしっかり使いこなすということで、今後、いろんな私物も含めて、持ち込み、これ当然、議論は要ると思いますけども、ちょっと、まだ、時期が尚早でないかと思っておりますので。今回、ちょっと、見送ったほうがいいじゃないかと思っております。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに、御意見、質疑等ございませぬけれども、もう一点、共産党さんのほうから出された意見もありますので、それでは、そちらのほうの議論を先に進めさせていただきたいと思ひます。

予算決算特別委員会を各常任委員会に分けるについて。これに関しまして、補足の説明があれば、内藤委員のほうから。

意(15) ちょっと、私、どこの自治体がつていうのは持っていませんが、かなり、今、近隣市でもそういう自治体が増えてるようす。

高浜も予算を一つにして特別委員会ですると、大変負担が大きいもんですから、その分、2年に1回ということになります、みんなで分担してやれば、非常に負担も軽くなりますし、その、自分が出来ない、担当でない部分は、総括質疑でやれば出来ますので、ぜひ常任委員会別に、分けていただくほうにしていただきたいと思ひます。

意(16) えつとです、なかなか、総括質疑では、細かいことを聞くなつというようすを言われたり、聞く回数も限られてるつていうことで、だからとつて、やはりしつかり審議をしないと、賛成なのか、反対なのか、最後、私は決めれませんので。そういう意味でもです、例えば、これは常任委員会なんですけど、西尾市さんとかは、委員外委員が、その委員会の委員が全員質問した後に聞くことができるとか、やはり、自分が疑問に思ふこととか、確認したことについては、どこかでしつかり聞くことができるんです。

だけど、うちの場合だと、例えば、予算や決算は特に、委員にならないとしつかり聞けないもんですから、そういう意味でも、その常任委員ごとに、その予算、決算を振り分けるのも、一つの考えだと思ふんです。それも含めて、今後どういふふう、決算委員、予算委員をやってくのか、皆さんがしつかり聞くことができるのかつていうことを全て含めて、議論したいと思ひます。

委員長 ほかに。

意（6） 私は、現行どおりでいいと思います。ただ、改選時期の関係で、決算、予算ということで、委員が分かれておるんですけど。1回だけは、途中からですね、今後は、要するに、予算、決算で、自分らが、責任を持って予算を通した中で、決算をきちんと見るというふうに、変えることができるのか。そこら辺のことも含めて、お話をしていただきたい。私は、そういうふうに考えております。以上です。

委員長 ほかに。

意（10） 今回、次の議会改革でテーマとして取り上げるかどうかで。今、ほかの会派なり、委員さんのほうからも出ましたけども、一応、テーマとして取上げていただき、私たちのほうのクラブのほうもですね、今回の、この分けるとうのということに対して、メリット、デメリットではないんですけど、今後の、何ですか、今の議員の構成とか、常任委員会も含めてですね、見直すとか、いろんなことが出てくるかもしれませんので、一応、テーマに取上げても結構です。

意（14） 今、内藤委員のほうから、何か、今の現行は負担であるというようなお話がありましたけど、今、全然、今、負担には感じておりませんので。かといって、じゃあ、新たなこの方法が、今よりもかなりすぐれている方法かというお話も、ちょっと伺えませんでしたので、僕は、現行どおりでいいと思います、これ。以上です。

委員長 ほかに。

意（8） 市政クラブの意見に賛成です。

委員長 ほかに、御意見ございますか。

意見なし

委員長 それでは、まず、私物のPC等の議場への持込みということと、それから、予算決算特別委員会の件なんですけども。今、お話を伺うと、限定的にそういったところではなくって、例えば、現状のタブレット端末の使い方を含めて、課題の共有化みたいなものを図っていくというのが、多分、皆さんがお

っしゃるところではないかなということを思いますので、そういう形でのテーマとしての取上げをどうするかというような形で、お伺いしたいと思いますが、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、現状のタブレットの使い勝手に対しての課題の共有化をテーマとして取り上げることに、賛成の方の挙手を求めます。

意(16) すいません。ちょっと、いいですか。

委員長 はい。

意(16) 今の委員長のお話だと、もう自分の私物のパソコンを持ち込むかどうかについては、もう議論しないっていう方針ですかね。

委員長 そうではなくって。それが結論として、あるのかどうなのかっていうところを、結局、探っていないと、あまりに、これは持ってきていいですかっていうのを、議会改革で採決とって決めるみたいな話では、議会改革のあんまり意味がないもんですから。

ですから、タブレット端末の使い勝手を、結局、機能を、しっかりと皆さん方が身につけるということ、あるいは、こういう課題があるんじゃないかというところを共有化する。その課題をどのように解決していくのかというところに話を持っていくようなものを、テーマとするんだったらどうですかということをお伺いしたわけです。よろしいでしょうか。

意(15) そうすると、今すぐは、先ほど言われた、そのタブレット端末以外のものを、持ち込むことを決めるのは、まだやらないよということでもいいですか。

委員長 あくまで議会改革ですので。例えば、何かを持ち込むとか、何かでするんだったら、そのためのルールづくりが要るじゃないですか。そのルールづくりを、議会改革はやる場所ではないと思うんですよね。やっぱり議会運営委員会がありますから。

だから、あくまでどういった形に持ってくと、タブレットがさらに生きた形

で使えるのかというところを議論するのであれば、この委員会では、テーマとして取り上げることができるのではないかなということ、そういう伺い方をしたわけです。よろしいでしょうか。

だから、結果としてそうなるかどうかは、別の話です。よろしいですか。

意(15) だから、その。もう一度、言ってください、その質問を。

委員長 現状、まだ、例えば、私物のPCなどを議場に持ち込むというところを結論づけることは、若干、早い段階ではないかということになったと思うんですよ。皆さん方の御意見を伺うと。

ですから、現段階は、例えばこのソフトの使いこなしたとか、タブレットを使いこなしてというものを、きちんと進めていくということ。

それから、そこからあらわれる課題を共有化して、それを議会改革の中で、何らかこう、こうやったら解決できるんじゃないかと。その中に例えば、私物のPCの持込みっていうのがあるのかもしれませんが、それは、今の現段階で、ここで、PCの持込みをオーケーか駄目かということをしちゃうと、もうそんな話、終わっちゃいますんで。それでは、あまり意味がないもんですから。

ですから、あくまでタブレットの使い勝手をよりよくするための委員会として、それを突き詰めていく。そしてまた、足りない部分、課題を共有化していくというところ。これに対して、こういうテーマで進めていくということに対して、賛同される方の挙手を求めたいというふうに思いますけども、よろしいですか。

それでは、賛同される方、挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

委員長 挙手全員ですね。それでは、もう少し整理整頓したテーマの名前にしますけども、言ってることは、わかっていただけたと思いますので。

それから、もう一点、予算決算の特別委員会の取扱いというか、今後の在り

方も、先ほど、10番委員のほうからも話がありましたけども。各常任委員会のことも含めて、今後、もう少し違った形でのやり方を模索するところも必要ではないかと、というような御意見だというふうに思いますけども。予算決算の特別委員会のみを取上げて、どうするという話ではなくって、全体的な委員会の編成、あるいは、付託の案件の部分、そういったところも含めて、委員会の在り方というものをテーマとして取り上げるというような形にしたほうが、議会改革の議論としては、成り立つのかなという気がいたしますけども。

御意見ある方、いらっしゃいますかね。

意(14) そういったような議論の持っていく方なら、賛成。取上げてもらって結構です。

意(12) 私も、総論的には賛成ですけども、もう、1年の猶予しか残らなくなった我々の任期の中で、ここで決めるのか、決めていくのか方向性を。あるいは、新しい選挙で勝ち得た人たちの中から、議論をしていくのか。難しいところがあると思いますけども、取りあえず、この1年通して、こういう方向性が、経験値の中でいいというようなことを話し合っただけであれば、僕は、いいかなと思っていますので、そのように進めていただければいいかなと思います。

委員長 ほかに、御意見ございませんか。

意見なし

委員長 それでは、テーマとして取り上げる部分を、予算決算特別委員会を含め、委員会の在り方という形で、テーマとして取上げていくというような形で、お聞きしますけども、そのような形でよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、予算決算特別委員会、そして、各常任委員会等委員会の在り方についてを、テーマにするということで、御賛同の方、挙手をお願いします。

## 賛成者挙手

委員長 挙手全員ですね。はい、ありがとうございます。

それでは、テーマはたくさんになっていきますので、なかなか、皆さん方に御意見を先に事務局に持ち寄っていただいて、それを、また委員会の中で検討するような、そういうスタイルで進めていかないとなかなか進まないと思いますので、それに対しては、また皆さん方、御協力をお願いをいたします。

それでは、この2点について…。

副議長 あっ、いいですか。

委員長 副議長。

副議長 あの、すいません、一点というか。先ほどのタブレットの件、なんですけど、皆さんの決められたことで、もちろん、あの、いいんですが。

当初、タブレット入れたときに、半年だか1年ということで、期限を切って、紙資料から変えていくということがあったんですが、それも、ちょっと、なかなか使い勝手もということで、ちょっと延びていってると思います。

そういったことも含めて、委員会でもた協議していただければと思いますが、どうでしょうか。

委員長 当然、その紙資料をどうするとかっていう話は、この委員会で議論していく中では、出てくるという話だと思いますので、それも含めて、話をしていくということでいいと思いますけども。

取りあえず、現段階での課題みたいなものが、皆さん方がお持ちであれば、それを全部出し合っていただいて、それは、既にこれで解決できるよとかってというのが、もしかしたら、すぐあるのかもしれないし、このソフトの使い方がわかってないだけなのかもしれないし、そういったところを繰り返してやっていくと、課題の解決が一つずつ出来ていくんじゃないかなという気がいたしますので。今、言った紙資料の件も含めて、やらせていただきたいと思います。

それでは、よろしいですかね。タブレットの件と、それから、予算決算特別委員会の件、委員会の件、これについては、テーマとして取上げていきたいと

思います。

## 2 総括質疑の通告制について

委員長 この件について、他市の状況についての資料を、先日、タブレットに登録をさせていただきました。確認をしていただいておりますけれども。

また、通告制のメリット、デメリットについて、各会派の意見をまとめていただくようお願いをしておりますので、発表していただきたいと思います。

それでは、まず初めに、市政クラブさん。はい、10番、杉浦辰夫委員。

意(10) タブレットに入ってますので、一応、読み上げをさせていただきます。

今回の総括質疑の通告制についてということで、メリットとしてはですね、1番として、質疑に対する的確な答弁を引き出す。質疑の意図を理解しての、当局からの答弁につながるものだと思います。

2番目として、総括質疑での重複的な質疑の繰り返しを防ぐ。議員も質疑の意図を理解出来ずに、繰り返しの質疑となっている感が、見受けられるということで、メリットがあるんじゃないか。

それから、3番目としては、常任委員会での重複的な質疑の繰り返しを防ぐ。確認のためにですね、総括質疑で出ていたかもしれないがと、時々、そのようなことをつけて、質問される方もみえますので、メリットがあるんじゃないか。

それから、4番目としては、タブレット端末で、質疑内容の資料確認がしやすい。これも当局側もタブレット端末を導入した場合は、なおさらである。当局のほうとしては、私どもが使っているタブレットと、同じものは持ってみえませんが、導入した場合にですね、当然、そのようなメリットが出るんじゃないか。

それから、デメリットとしてはですね、通告形式や質疑の回数、質疑順の確定など、導入に向けての検討課題はあるとは思いますが。

また、他市議会でも導入しているというのは、タブレットにも入ってます。碧海五市の部分は、碧海五市ではないんですけど、状況が入ってますので、一

応、そのような状況でなってます。

それから、また、ここには載ってませんが、同じようにですね、導入しているのは、ここでいく刈谷、知立、西尾以外だと、豊田、みよしが、今のところ導入しているということです。

委員長 次に、公明党さん。13番、今原ゆかり委員。

意(13) こちらにメリットデメリットを書かせていただきましたけれども、総括質疑での質疑と常任委員会での質疑の重複を避けることが出来ますので、ほかの委員の方も、また聞いている方、また、議事進行がわかりやすくなるということで、メリットを挙げさせていただきました。

デメリットは、特になんかありません。一般質問や賛成討論、反対討論でも通告制は導入されておりますので、問題はないと考えております。以上です。

意(14) ちょっとつけ加えて。ちょっと、僕の書き方が悪かったので、言葉だけなんですけども。一応、検討事項として。総括質疑は、あくまで大綱的な質疑であって、個別の詳細な質疑は、常任委員会、または、各予算とか、決算委員会に託すべきであると。

したがって、総括質疑の時間回数等の制限がない現在の実施方法が、よいかどうか、これはやっぱり、今後検討していく必要があると。これ、ちょっと、つけ加えさせていただきます。

委員長 それでは、次に、共産党さん。15番、内藤とし子委員。

意(15) 私どもは、導入すべきではないと考えてます。

これまで、従来型の質問のあれで、特段、困るということはないわけで、問題があれば、その都度、問題っていうか、重複した質疑があれば、その場で指摘すればいい話ですし。

それから、当局は、どういう質問が出てきても、答弁するように準備してるわけですから、なんていいますか、通告制をとらなくてもいいということ。

それから、通告制にすると、通告した案件しか出来なくなって、議員の発言を制約することになりますので、議員の発言を制約するっていうことは、議員自ら、そういう自分の活動を縮めるっていうか、そういうことになりますので導入すべきではないと思ってます。

それから、近隣市では、通告制にして非常に困ったことがあったという、困ったことがあったというか、困っているという話も聞いてます。

それから、碧南市は通告制をとってないというふうに聞いてますので、高浜も導入すべきではないと思います。以上です。

委員長 次に、青政会さん。6番、柴田耕一委員。

意(6) 私は、現在、現行どおりでいいと思います。

ただ、非常時。こういったコロナ時だとか、災害等で、こういった措置をやらないかんということになれば、議会運営委員会等で、その都度、諮って決めていけば、それでいいと思います。以上です。

委員長 次に、高志クラブさん。5番、岡田公作委員。

意(5) 書いとるとおりですが。答弁の精度が向上して、質疑応答が明確になって、わかりやすくなるのかなと思います。他自治体でも導入しているので、入れてもいいのかなと思っております。以上です。

委員長 次に、新政会さん。はい、8番、黒川美克委員。

意(8) 私は、ここに書いてあるとおりですね。基本的に、僕は、現行で問題ないと思ってますけれども、通告制を入れたほうが、先ほど言ったみたいに、精度が上がるだとか、いろんな問題がありますけれども。

ただ、そうすると、高志クラブさんも言ってみえますけれども、急に思いついた質問や何かが出来なくなってしまう。そういったことや、何か、弊害もありますので、これをやるという、これはどうなっちゃうだっているのがあるかもしれませんけれども、どうしても、緊急で質問をしたいというやつは認めていただければ、ありがたいと。そういうことです。

委員長 次に、高浜市民の会さん。16番、倉田利奈委員。

意(16) まず、ここに書かれていることにですけど。結局、質問するっていうのは、議員としての最大の権利であると、私は思っておりますので、やはりですね、通告制にするっていうのは、先ほどから話が出てるように、誰かが質問した場合、それに対する質問も出てくるわけなんで、自由な議論を制限することになります。議員の権利を放棄することになると、私は考えますので、今回ですね、どうしても、当局のほうからですね、お願いされた場合は、考えれ

ばよいことであって、議員のほうから、自らルールをつくる、縛るべきではないという考えです。

それから、一般質問はですね、市政全般について聞くことができるので、通告制にしないと、誰が出席して、何について聞かれるかわからないというところがあると思うんですけど、総括質疑については、上程議案についてしか質問出来ないの、通告制は必要ありませんし、逆に当局がですね、しっかり何を聞かれても答えられるように、管理職の方が、しっかり勉強していただくっていうのも、私は必要かと思っております。

それから、通告制によりですね、明確な回答を得られるというメリットがあるという意見があると思うんですけど。これはですね、私も今までも、こういう数字が欲しいとか、こういうことが欲しいっていう明確な、答弁が欲しい場合は、事前に、私はこういうこと聞きますよということを、担当にも申し出ておりますので、もし、そういう明確な答弁が欲しいというのであれば、個々に通告をすればよいと思っております。以上です。

委員長 次に、清風会さん。7番、長谷川広昌委員。

意(7) 基本的に質疑とは、本会議で、議案説明だけではわからなかったことを質問する行為であるため、議員が通告することにより、当局側が議員の不明な点について事前に理解出来、我々議員にとっても、明瞭な答弁につながると思うので、通告制にしたほうが私はいいのかなと。

デメリットについては、特段、我々議員にとってはないのかなと。

委員長 様々、意見が、メリット、デメリットというような書き方でお願いをしたもんですから、そういう形での御意見をいただいたわけですけども。

通告制のそのイメージっていうのは、この前の各市の導入状況っていうのを見ていただくと分かると思うんですけども、通告しか駄目っていうところもあれば、それから、通告以外のことも聞けるよということもあれば、様々なんですよね。

これは多分、その通告制を導入するに当たって、こういうルールにしましょうという形で決めてこられたんではないかなと推測するわけですが、その辺も含めて、皆さん方には考えていただきたいなということを思いますけども。

何か御意見のある方いらっしゃいますか。

意（6） 議長、副議長除いて、14人の質疑に対して、当局側が困つとるなら別ですけど、そう、当局側もある程度の答えは用意されておると思うもので、これ自体、要するに上がってくるのがよくわからんですけど、なぜ、総括を通告制にせらないかんのか。一般質問は、一応、行政のことをきちんと聞けるんですけど、全体、未来から、そういったあれも、全て計画からのことを普通は一般質問でやる。

その総括の中で、範囲内で、要するに、きちんと質疑をしていただければ、当局側はきちんと答えられるはずだと思うんですけど、それを覆すから、変なふうに皆さん思われるんだと思うんですけど。そこら辺のことを、もし、当局のためとか、細かいことまで聞けるっていうんならば、事前に、議員さんがこういうことを聞くよと、担当に別に言っておけば、それなりの対応はしていただけると思うので、別にこんなことを議会改革で話す必要は、私はないと思っております。

意（10） 今の御意見なんですけども、どうしてこれをということなんですけども。要は、先ほどから言つとる、自分が質問、質疑する者に対してですね、回答として、要求っていうんですか、わからない部分に対して、当局側として、通告することによって、今、言われるみたいに、総括の前に事前にとということも、同じような意味だとは、多少、同じ意味だと思いますし、もう一つは、重複的な質疑が、今まででも総括で結構あったものですから、それもなくなるんじゃないかということで、これを出させていただきました。

意（2） これ、総括質疑のテーマになっておりますけれども、もともと、私もその、総括質疑の通告制にしたほうがいいんじゃないかって言ったら、もちろん、幹事長の10番の辰夫委員が言われたとおりなんですけど。それプラス、この、さっきの総括質疑の通告制について、市政クラブの4は、タブレット端末で、質疑内容の資料確認がしやすいってところがあるんですね。

これ、そのタブレットで、その確認をしたっていう、先ほどのテーマにもありましたけど、タブレットを、その。自分の質問はいいですよ、わかりますから。どこに書いてあるかって。ほかの議員が質問してるときに、資料がって

いうところがあるので、そこも含めて、総括質疑の通告制をしていただければ、より理解がしやすいというところも含まれているので、そちらのほうも考えていただきたい。

また、今、このタブレットの中に、発信っていうところがあるんですけど、質問される方は、この発信というところで、ここの資料ですよっていうこととかやってくだされれば、すぐ飛べるので、資料もそのほかの議員が見やすくなると思うんですけど。そういったところも含めて、それよりも、この総括質疑の通告制をしたほうが、タブレットで資料も探しやすいしっていうところからも始まっているので、出来たら、その辺も御理解いただけるとうれしいなと思います。

委員長 ほかに。

意（6） 議員の本分ちゅうのか、そこら辺、要するに、40人も50人もおる大都市の議員とは、順番をなかなか回ってこないの分かるんですけど、たかが14人、議長、副議長の除けば、14人じゃん。委員長を、例えば、入れりゃ、13人だ。13人の質問に、当局側が答えられんのかという、それこそ情けないよ。そんなことをね、小さな市で決めるようなことやない。

ただ、まあね、いろいろの人がおるもので、そこら辺のことは分かるんですけど、やっぱりそれはやめたほうが、私はいいと思います。

ただ、要するに、タブレットの中から、きちんとした、そういった質問だとか答弁が見れることは、それは非常に私もいいと思うもので、そこら辺を、タブレットの今後の課題ちゅうのか使い方、そこら辺で含めてやっていけば、私はいいと思います。

意（7） 何が、当局側が何かメリットになるのかっていうのは、ちょっとわかんなくて。我々議員のほうで、通告することによって得られるメリットのほうで断然多いと思うんで、私は、特に通告制をすることに対して何の疑問もないし、なぜ、通告制がいけないのかっていう理由が、全然、思い浮かばないの。

ここに書いてある、その、通告をしないデメリットっていうのが、少しわからなくて。何か、意味を取り違えているのかなというふうに考えますけど。

意（6） 例えば、極端に、要するに通告制で16人全員がおんなじ、質問に対し、質疑に対し通告したら、どういうふうになる。

一人だけ、ほじゃあ、その、あれで。後は、何だ。15人は、黙っとれよという、そういうことになるんです。極端な言い方すれば。

「それは今でも一緒じゃないですか。」と発声するものあり。

意（6） ほいだもんで、別に通告なんかせんでも、たかが、あんた。そこま  
であんた、職員なめとったらいかんよ、あんた。

意（16） それぞれ、いろいろ考え方があってと思うので、通告制にして明確な  
答弁が欲しいよっていう人は、やはり、担当に言って、通告すればいいだけの  
話なので、今までどおりで、通告したい人は、担当に通告すればいいと思いま  
す。

意（7） そういう意味ではなくて、明瞭な答弁が要らない議員なんていない  
と思うので、明瞭な答弁を聞くために、我々がしっかりと質疑をして、市民の  
皆さんにわかっていただける。そういったことを、やっぱり質疑をしてると思  
うので、より明確な答弁を引き出すという意味でも、通告はしたほうがいいの  
かなと。

意（12） 総括質疑は、ライブ中継もありますし、やっぱり、市民の皆さん方  
に見て、聞いてもらって、正確に、明瞭に答えていただける、わかりやすい議  
会にしなきゃいけないと、そんなふうに思っておりますので、通告制は絶対必  
要だと。そんなふうに思っております。

10人同じ質問を出した場合、どうするんだということでもありますけど、やは  
り、委員会であっても、私が質問したいなど、事柄があつて、前の方が質問し  
た場合、当然、そっから、さらに違う質問に変えていく。これが議員の技量だ  
と思いますので、ぜひ、通告制が、市民のためになる明瞭な答えが得られる議  
会になると思っておりますので、通告制導入に賛成をします。

意（16） 私はまず、通告制は必要ないという意見なんですけど、もしですね、  
本当に、これ通告制を入れるのであれば、私は市政クラブさんが行ってる、上

程前の勉強会に、全員参加させていただかないと、やはり通告制するまでに日にちがありませんので、そこは、条件を一緒にさせていただかないと困りますので、お願いします。

意（10） 今、16 番議員が言われた、私どもがやっとなる勉強会という意味の、もう少し、どう、具体的にどういうことか、御意見を伺いたいと思います。

意（16） いや、具体的な内容知りませんが、同じようにやってくださいって言うだけです。

委員長 倉田委員に申し上げますけども、それぞれの会派のやってることと、この通告制とは、全然、関係がないことですので。それについては、もう、答える必要もありませんし、反論する必要もないと思いますけども。

意（16） 例えば、刈谷市とかだと、それを全部、会派ごとに当局がやってるわけなので、そこがやはり平等でないと、その日にち、議案上程されて、どんな議案が出てきたのか、通告までの日にちが、本当に短くなる。短いというか、すごく時間限られちゃうので。そこは、やはり平等にしてほしいということと、ただ、もともと私は、通告はやはり必要ないと思ってます。

意（6） 先ほどの 12 番議員に、お伺いするんですけど。

通告制、例えば 10 人なら 10 人、先ほど言われたように、同じ質問を、例えば質疑をやると、一人だけの質疑に対して、そこら辺、その中身を知りながら、きちんと、また質問すればいいような雰囲気だったんですけど、通告制以外でも、要するに、聞けるのか。そこら辺のことを、ちょっと、12 番議員さん、どのように考えておられるのか。

委員長 柴田委員に申し上げますけど。通告制の導入についてを、今、テーマにして話しておるんですけども、今、柴田委員が言われた部分は、通告制を導入するとした場合に、どういうルールにするというところに、もう入っていますので。だから多分、今、聞かれても、どういうふうに、どうするのっていう話は、聞かれても、たぶん答えが出てこないと思うんですけど。そういう議論にはなってませんので。

それと、もう一点。例えば 14 人が、同じ質問ということで言われてますが、それは、今でも同じじゃないですか、通告しなくても。全員が同じこと聞

きたかったという可能性はあるわけじゃないですか。だから、それはあんまり今と変わってない話です。

ほかに、意見ございませんか。はい、議長。

議長 オブザーブで申し訳ありませんけども、議会の運営を見てましても、議員さんからの質問、質疑に対して、細かな数字を求める議員さんもみえます。

実際見てると、その資料を持ち合わせておりませんのでという回答を、ちらほらと見受けるなというのがあります。

先ほど個々にね、通告をすればいいじゃないかというのであれば、やはりその当局もやっぱり人ですし、当局を、先ほど、なめるなっていうような、ちょっと御意見がありましたけども、そういう話じゃなくて、その人と人としてですね、まず、親切さ丁寧さっていう部分で。また、その気持ちが、市民の方が見てても、それがまた、わかりやすくなるような形であれば、通告制という形をどういうふうに導入するかは、まだ、わからないかもしれませんが、そういう形で、個々で通告をしてるのであれば、なおのこと、通告制をしておいていただいて、当局の方にもわかりやすい、ここに質問が来るなど、これだけの資料を持ってたほうがいいのかというのもそうですし。議員さんが聞かれるのであれば、逆に、もしかしたら、その当局のほうからも、こういった資料も持ってたほうがいいですかっていう問合せが、あるかもしれませんので、そういったところもふまえて、通告制を導入するか、しないかということも、議論をしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

意(16) 議案もすごく、うち、少ないです。ほかの自治体に比べると。衛生組合だって、別にありますし、病院だって持ってないし。なので、こんな少ない議案です。今、何か委員長、いろいろ言われましたけど、自分が聞かれても困らないように、資料は全部持ってくる。それが、私は職員としての在り方だと思います。

ですから、私は結局、今、いろんな意見があるもんだから、通告したい人はすればいいし、別にしなくてもいい人はしなくて、それは、いや、今、資料持ち合わせてませんという答えになっちゃうかもしれないですけど、それはそれで、仕方のないことだと思います。それは、別に強制して決めることでは

まずないと思います。

意（２） したい人がすればいいとかではなくて、議会として、どうしていきますか、市民にわかりやすい議会とは何ですかってことを、ここで話し合っているので。

したい人はすればいいとかの問題ではなくって、こういったことをしたらいいんじゃないですかという提案なので。その辺を、勝手にやればいいんじゃないのってことではないってことを理解していただきたいなと思います。

意（７） 今、資料がないから、それでいいって言われたんですけど、それで誰が一体、メリットというか、誰が得をするっていうか、聞きたいことを聞ける。市民の人が見たときに、残念に思うと思うんですよね。そういうことを含めて、やっぱり通告は必要なんじゃないかなと。

委員長 ほかに。

#### 意 見 な し

委員長 それでは、この件については、まだまだ議論が必要だと思います。

先ほど言いましたように、他市のところ。これ、事務局のほうでまとめていただいておりますけども、ここに通告の方法だとか、発言の順位だとか、通告から質疑までの流れだとかっていうことまで書いてありますので、これもよく見ていただいて。また、ほかの市では、こうやってやってるよというのがあったりだとか、それから、ここではこういった理由で導入してないだとか。そういったところも、また、それぞれのところで調べていただいて、また次回、議会改革特別委員会の中で協議をしたいというふうに思いますけども、よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。よろしく願いをいたします。

次回に関しましては、総括質疑の通告制について。それから、あと二つのテーマですけれども、それについては、現状ある課題と思われる部分を、事務局のほうに、それぞれの会派のほうで提出をしていただきたいというふうに思います。それを少しまとめさせていただいてやっていかないと、到底その、これ2時間も3時間も委員会やれないもんですから、そのような形をとらせていただきます。

それから、総括質疑の通告制については、進めるべきだという意見と、これは反対という意見と、それから、こういうことがやれなくなったら困るじゃないかというような御意見と、大体その3通りがあったと思います。

反対の方とか、それから、こういうことがやれないのかというような部分に関しましては、それが、解決できれば賛成だよって話なのか。それとも、全然、そうではないという話なのか。その辺のところも、次回、もう少し皆さん方に、しっかりとお聞きをさせていただきたいと思いますので、御意見のほうをまとめていただきたいというふうに思います。

それでは、次回ですけれども。今月24日で定例会が終わりますけれども、その最終の週。24日の最終日は、通常の定例会のレベルだけでお昼を過ぎますので、終わった後に、全員協議会があるそうです。その後に入れるのであれば、皆さん方、その登庁の日程と重なるもんですから、24日の全員協議会の終了後ということで、いかがでしょうか。よろしいですか。

「ちょっとタイトです。せめて2週間くらいほしいです。」と発声するものあり。

委員長 それでは、4月に入ってからという形のほうが、よろしいですか。

「どう進めていくんですか。一つずつ、やるんですか。」と発声するものあり。

委員長 一つずつというか、例えば、次回で、例えば、総括質疑の通告制とい

うものが決まれば、例えば、これ、導入しないとか、するとかっていうふうになった場合も、もし、するということになる、今度はルールをつくらなきゃいけないもんですから、それが結局、もっと、中身が濃くなりますよね。

だから、その辺で議論を尽くして、もう、これは無理だなと思った段階では、そのテーマから外していくという形になってきますけども、導入ということになれば、これはルール作りのほうがもっと複雑になってきますので。その辺のところをここでやっていくのか、あるいは、議会運営委員会のほうでやっていくのかという形になるのかなと思いますけども。

日程は、再度、また、検討させていただきます。一人会派の方々は、意見をまとめなくても、いいもんです。

それでは、ちょっと、次回は、日程は、また事務局のほうから、お尋ねをさせていただきます。よろしいですか。

「その時は、他市のルールやなんかも、資料は、そろえてもらえるのか。」と発声するものあり。

委員長 一応、4市。4市のやつは、今、入ってますんで。

それでは、次回日程は、また御相談をさせていただきます。

よろしいですか。

意(10) 次回の日程は、あれとして。今日のこの議会改革なり、前回の議会改革の、今までだところ、議事録的なのが出てきとったんだけど、そういうのは、その内容によって、出す、出さんがあるのか、その辺は。

委員長 あの、決定事項がないんで。要約として一時期作ってましたけども、要約に関しては、今、作ってないんで。

意(10) そういうことね、はい。

委員長 会議録のほうを確認していただければと思いますけども。ちょっと、事務局のほうの負担というかね、あれも、ちょっと、大変なもんですから。

それでは、本日の案件は終了とさせていただきます。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 24 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長